

總持寺の歴史 鶴見移転を中心として

著者	納富 常天
雑誌名	鶴見大学仏教文化研究所紀要
号	16
ページ	9-24
発行年	2011-03
URL	http://doi.org/10.24791/00000385



總持寺の歴史——鶴見移転を中心として

鶴見大学仏教文化研究所顧問 納富 常天

總持寺は成立してから今日まで六百九十年、鶴見移転まで五百九十年を経過しています。ここでは鶴見移転を中心にお話することになっておりますが、その前に總持寺成立以降の粗筋について触れたいと思います。しかし与えられた時間が三十五分ですから駆け足になることをご諒承下さい。

配布しました資料、あるいは前方スクリーンの映像に従って話を進めていきたいと思います。

諸嶽山總持寺の成立は、元亨元年（一二三二）、瑩山紹瑾禪師（一二六八～一三二五）によって開かれました。それは定賢権律師が能登国鳳至郡櫛比莊諸岡村（現石川県輪島市門前町）の諸岡寺觀音堂および寺領・敷地の寄進によるものでした。瑩山禪師は永平寺開山道元禪師に参じ、二代孤雲懷辨の法を嗣いだ徹通義介（一二二九～一三〇九）の弟子でした。

徹通義介は永平寺三代ですが、正元元年（一二五九）四十一歳の時、中国に渡り、宋朝禅林の修行規則や伽藍結構および法具などを記録し、弘長二年（一二六二）帰国しています。その宗風は宋朝禅を導入する進歩的・積極的なものでした。このような宗風は瑩山禪師にも継承され、また自らの体験も踏まえた宗教的立場——道元禪師の正伝の仏法に立脚しながら、興法利生のためには随世随時する——は、曹洞宗における教団形成の大きな要因になったことは言うまでもありません。また檀家を重視し、民衆教化とりわけ女人救済に努めたことは非常に重要です。

瑩山禪師は元亨四年（一二三四）總持寺に僧堂を設けて修行道場の基礎を築き、わずか三年余りで、三十年という長い年月、修行をともした弟子峨山韶頌禪師（一二七六―一三六八）に總持寺住持職を譲っています。

瑩山禪師の進歩的・積極的宗風を引き継いだ峨山禪師は四十二年間にわたり住持職にありましたが、總持寺発展の基礎を確立し、教団の全国的展開のきっかけになったことは確かです。その実績でもっとも重要なものが二つあります。それは弟子の育成と輪住（輪番住持）制度の導入です。

まず弟子の育成ですが、五哲、あるいは二十五哲とも言われますように、沢山の優れた弟子を育成しています。そして、それらの弟子たちは全国的に進出し、十六国・二十寺院におよぶ拠点を構築しています。そればかりか、それぞれに門流を輩出していますから、これは教団形成の萌芽になったことは間違いないと思います。

もう一つは輪住制度です。この「輪住」というのは住持就任の名誉と、輪番による本山護持発展の責務、これを平等に享受するとともに負荷して、一門の結束を期することです。短期間に住持を交代するわけです。普通の寺院は、住持職が亡くなるか、あるいは病気になるまで自由が利かなくなつた、そのような時に引退するわけで、これを独住といっております。それに対して、輪住は短い期間に交代して住持を勤めることです。こういう制度はもちろん瑩山禪師が最初に開いた永光寺にもありましたが、峨山禪師はそれを引き継いで厳密な輪住制度を確立するわけです。それによりますと、資料にありますように、住持職は嗣法の次第・順序を厳守し、器用の仁が五ヶ年勤めるよう定めています。しかし時代が下るにともない、住持期間が短くなり、明德元年（一二九〇）には三十七ヶ月、永享二年（一四三〇）には半年になり、やがて後で触れます五院の住持が交代で七十五日間ずつ總持寺住持を勤めるようになりますと、単に和尚の資格取得のための瑞世に変容してしまいます。今前方スクリーンの映像は、總持寺の四万九千七百六十六世におよぶ住持名簿である『總持寺住山記』です。

今出ている映像の地図は資料にもありますが、一番上が總持寺の祖院で、一番下が永平寺です。それで、大乗寺・

永光寺とこういう位置的な関係になっています。總持寺は資料にありますように、やがて五院が成立し、変容していきます。それは五哲（五人の高弟）による五院（普藏院・妙高庵・洞川庵・伝法庵・如意庵）が少なくとも明徳元年（一二九〇）頃には成立し、總持寺の運営管理に関わっているようです。また五院の住持期間は応永十五年（二四〇八）頃には三年三ヶ月でしたが、永祿四年（一五六一）から天正十五年（一五八七）の間に一年になり、五院住持が交代で七十五日間總持寺の住持を勤めています。また五院の輪番住持を勤めるには、莫大な経費を必要としましたので、五院開基の寺院のみによる輪住が困難になり、輪番地寺院が設置されました。全部で三百三十九ヶ寺（普藏院百三ヶ寺、妙高庵八十五ヶ寺、洞川庵五十一ヶ寺、伝法庵四十九ヶ寺、如意庵五十一ヶ寺）ですが、これらの輪番地寺院は全国的に散在していましたので、これは總持寺教団の全国的・飛躍的發展を促進するものでした。

このように時代とともに、總持寺は展開をしていくわけですが、その間に経済的基盤と、政治的地位も確立しています。在地（地元）の地頭である長谷部一族や、能登守護の吉見一族、あるいは畠山一族が田地の寄進や寺領の安堵、さらには制札を下すなど外護しています。とりわけ長谷部氏は仏殿や法堂の造営に力を尽くしています。また足利義満や義政から祈願寺と寺領安堵をされていますが、これは總持寺の政治的地位を確立するのみならず、経済的基盤を安定させるものでした。

次に江戸時代の總持寺については、江戸幕府の宗教政策である

- (一) 寺院諸法度の布達
- (二) 本末関係（従属関係）の明確化、
- (三) 檀家制度の設定、
- (四) 寺社奉行の設置、
- (五) 学問の奨励、

(六) 関三利の成立

などがあります。

はじめに寺院諸法度ですが、江戸幕府は公家諸法度、あるいは武家諸法度を出しますが、それと同時に寺院諸法度を布達しています。總持寺諸法度は次のようなものです。

- 一、二十年の修行を遂げ、江湖頭をいたし、五年を経た僧、転衣の望みあらば、嗣法師の推挙状を以つて、登山致し、申しことわるべきの事
 - 一、当寺（總持寺）より伝奏について綸旨を申し下し、その上を以て出世転衣披露あるべし。付ては三十年修行了畢に非ざれば、法幢を立つべからざるの事
 - 一、出世の戒臘は、綸旨の日付次第たるべき事
 - 一、紫衣に至つては、永平寺・当寺（總持寺）の当住の仁たる者、奏聞を経て勅許の時著用あるべし。両寺の外一切著用あるべからず。退院においては紫衣を脱すべき事
 - 一、開山・二代忌とも、加賀・能登・越中三ヶ国の諸末寺残らず出仕すべし。但し遠国は志趣次第たるべき事
- 右近年法度相みだれ、往々紫衣・黄衣著用の僧巷衢に満つ。仏制に違ひ人の嘲りを受け、法道陵夷ここに於て甚しきは無し。且つは仏法紹隆のため、且つは宗門繁榮のため相定め詔る。若し違背の僧徒これあるに於ては、配流に処すべきものなり。仍つて件の如し。

元和元乙卯年七月 日（朱印）

（徳川家康）

このように元和元年（一六一五）徳川家康は五条からなる法度（法令）を布達しています。もちろん永平寺の方にも同じように五条の諸法度が出されております。中身は少し違います。

次に（二）本末関係の明確化ですが、幕府は諸宗に対し本末帳の作成を要請しています。曹洞宗でも資料にありますように、本末帳は、寛永九年（一六三二）から、何回も作られますが、現在總持寺の宝物殿にある『延享度曹洞宗寺院本末牒』（関三刹・可睡齋、全二十三冊）によりますと、曹洞宗寺院一万七千五百六十七ヶ寺のうち、總持寺末が一万六千九十七ヶ寺、永平寺末が千三百七十七ヶ寺、パーセントにしますと、總持寺末が九十二・二%、永平寺が七・八%になります。また、天明五年（一七八五）や、文化二年（一八〇五）の本末帳によりますと、九十五%以上が總持寺末になっております。これは曹洞宗教団の大部分を總持寺末が占めていることを示します。

それから（三）檀家制度の制定ですが、さきほど木村学長から、檀家を重んじなくてはいけないという話がありました。したが、江戸幕府における檀家制度の制定はギリシタン禁制が目的でした。またこれは仏教の普遍化をまねくことになりませんが、やがてこの政策は僧侶の墮落を醸成するものでもありました。また寛永十二年（一六三五）には（四）の寺社奉行が設置され、全国寺社の支配体制が出来あがります。次に（五）学問の奨励ですが、資料にありますように、駒込吉祥寺（梅檀林）などの学寮が設置され、宗学の発展が見られますと同時に、月舟宗胡などにより、宗統復古運動が進められました。

最後に（六）関三刹（総寧寺・龍穩寺・大中寺）の成立ですが、関三刹は、幕法（幕府の法令）布達の窓口に位置づけられました。それはやがて政治的権力を持つようになり、宗内の諸問題を解決し、裁断するようになります。これは本末関係を完全に無視したもので、本山である總持寺は永平寺とともに、単なる権威の象徴的存在になってしまいました。またそればかりか、總持寺の末寺である関三刹から永平寺の住職に昇住するという、法系の上からも、本末関係の上からも到底考えられないことが、承応元年（一六五二）、総寧寺嶺巖英峻が二十七世として昇住して以降、

二十九世鉄心御州から六十世臥雲童龍まで三十二人、二百十二年の長きにわたり行われています。

次に、總持寺の山内組織と経営ですが、總持寺の山内には五院と、塔頭の二十二ヶ寺があり、總持寺の管理運営に当たっています。また、「安政六年諸般書上」を掲げておきましたが、これは安政六年（一八五九）当時の總持寺の状況を示すものと言ってよいものです。諸堂舎は七十余棟、定詰の人間は四百五十八名、その中で出家者が二百八十二人、俗人が百七十六人、それから、収入が二千七百五十八兩と三百二十俵（五斗入）、支出が二千三百二十一兩余となっています。しかし借財が一七〇〇兩もあり、非常に困窮していたことがわかります。それでもなんとかやりくりしているのは、遠忌というのがあるからです。瑩山禪師、峨山禪師、および五院の開基、合計七人の遠忌が五十年毎にありますので、平均しますと七年毎に遠忌と勸化（寄付）が実施されることとなります。開山・二代忌には二千兩、五院開基は千兩を募るわけですから、その中から、はつきりしません、借入金の一部を返済に充てていたのではないのでしょうか。

次に、明治維新と總持寺では

(一) 明治政府の宗教政策

(二) 總持寺と近代教団の成立

(三) 鶴見移転と伽藍の整備

を挙げなければなりません。

(一) 明治政府の宗教政策では神仏分離令と社寺領土地令が実施され、總持寺は寺領四百石が没収されました。

(二) 總持寺と近代教団の成立では宗教改革案の提出、輪住制の廃止、両山盟約、總持寺分離独立事件などを取り上げなければなりません。まず宗教改革案の提出ですが、これは永平寺六十世臥雲童龍（總持寺末の大中寺から昇任）が明治政府に提出したもので、内容は関三利の廃止、總持寺の本山職を改め、永平寺を総本山として、曹洞宗を支配

するといふものでした。明治政府は何もわかりませんのでこれを認可しました。これに対し、總持寺は、由緒や格式など曹洞宗の歴史、あるいは總持寺教団の実態（末寺の数）を無視するものとして、再三政府に対して猛烈な抗議をしますが、受け入れてくれませんでした。

それと同時に、明治三年には輪住制度を廃止し独任制に改めさせられました。それは總持寺の住持職は、宗門の中で碩学知識者でなければならぬというものでした。独任制移行に当たっては選挙によって行うよう政府に御伺いを立てています。選挙は六人の候補者によるもので、天徳院奕堂が当選し、独任第一世の住持になっています。

ここで永平寺と總持寺の関係について述べたいと思いますが、天正末期（一五九〇年頃）から出世道場として、転衣出世者（転衣料五両）の獲得をめぐり争っています。さらに永平寺五十世玄透即中時代からありますが、嘉永三年（一八五〇）から文久元年（一八六一）まで、衣体（服装）について論争しています。それは袈裟について、環の有無の問題でした。總持寺は開山以来環紐の袈裟を着用しているのに対し、永平寺は道元禪師の家訓に反するものとして、十二年間争っています。そしてただ単に、永平寺と總持寺の争いに止まらず、永平寺は島津氏、老中、大奥、大老井伊直弼に対し、總持寺は、前田家、御守殿老女、大奥、寺社奉行という構図で争っています。またこの論争で、より借金するわけです。地元能登黒島の回船業者、森岡屋をはじめ穴水の七海屋^{しつみ}弥七郎、輪島の松木屋伊兵衛、京都の法具屋などから大量に借金しています。

このように前々から、対立的な雰囲気がありました。さらにこの臥雲童龍が提出した宗教改革案は、總持寺との対立を一層深めるものでした。そこで大藏省がこの紛争を終結させるため、両本山制を骨子とした要領五ヶ条を示し、和協の盟約を締結するよう勧告しました。そこで勧告に従い協議を行った結果は盟約書十ヶ条に成文化され、明治十二年「両山盟約」として締結されました。これにより多年にわたる両本山の対立抗争は一旦終止符が打たれ、教団の近代化が促進されました。しかしその後、總持寺の分離独立事件が発生しました。時間がありませんから資料を

見ていただきます。

これからが、今日のテーマであります「鶴見移転を中心として」ということになります。鶴見移転と伽藍の整備では、

(ア) 鶴見移転の背景

(イ) 鶴見移転の原因

(ウ) 鶴見移転の経緯

(エ) 總持寺鶴見移転の理由

(オ) 總持寺移転問題の解決

(カ) 鶴見總持寺の伽藍整備

まず(ア)鶴見移転の背景ですが、明治政府の宗教政策などによる影響で總持寺は衰退をしていきます。とりわけ財政的に衰退をします。それは版籍奉還と廢藩置縣による加賀前田家の援助が途絶します。加賀前田家は江戸時代を通じて、非常に大きな援助をしています。寺領四百石を与えたばかりか、財政的にも、あるいは地材木の寄付や人足の派遣など手厚い外護に努めています。しかし版籍奉還や廢藩置縣によって前田家の援助が途絶したのみならず、社寺領上知令により、總持寺は寺領の四百石がとりあげられてしまいます。それに加えて輪住制の廢止、あるいは五院の廢止という羽目になり、本山としての運営も窮地に陥りました。それまでは、年間二百人から三百人ほどの輪住者があり、その官金(出世転衣料)が一人五兩でしたから、仮に二百人ですと千兩になり、總持寺経営の大きな財源でした。また五院の輪住により、門前町も繁栄していましたが、五院の廢止により疲弊の一途を辿ることになりました。しかし、それよりも鶴見移転の直接の原因は明治三十一年(一八九八)四月十三日に発生した主要伽藍・諸堂の回祿でした。「曹洞宗大本山諸嶽山總持寺焼失並殘存区分真図」によりみると、主要伽藍を中心とした赤い部分が焼失したものです。そしてわずかに右端の方にある二つの宝庫や、珠橋より外にある経蔵などが免れています。ただ幸い

に経蔵・宝庫が焼失しませんでしたから、この後岩橋先生にお話ししたく文化財や今日總持寺宝物殿に収蔵されている古文書なども助かったわけです。なお下の部分に火災の発生から、その実情が細かく記してあります。また絵図の紙背には焼失した部分と残存した部分に区分けし、建物別に法具、それから常住物など詳細に記録されています。この絵図は関係機関や末派寺院に対する焼失の実情報告と、再建勸化（募金）のためのもので非常に重要です。

次に鶴見移転の経緯ですが、火災当時は独住二世畔上棟仙禪師の時代でしたが、總持寺東京出張所石川素童監院は、宗務局や全国末派寺院に、先述の總持寺焼失図と宗報を通じ、罹災の状況を報告するとともに、再建本部を芝公園の總持寺東京出張所に置き、祖地（能登門前町）再建運動を開始しています。まず總持寺直末寺院会議を開いて、再建方針や方法などを協議しています。また宗務局も大本山總持寺諸堂再建の告諭やそれに関する諸法規を発令し、一宗が協力して大工事の達成を期する運びになりました。再建予算は北国新聞などによりますと、四十九万七千円でした。また再建についての勸募も、内務大臣の許可を得て、明治三十二年十一月五日、宗務局の大本山總持寺諸堂再建告諭に附帯した諸法規第六号の再建祠堂勸募規程に基づいて行われたと思います。その詳細については不明ですが、勸募の組織は、勸募委員長を全国の各宗務支局長、今日の宗務所長、勸募委員は各寺院の住職、勸募委員補は檀家総代、さらには勸募奨励専使、勸募督励員、整理委員、巡回専使なども置き、勸募の促進をはかっています。しかし思うように捗らず、寄付金募集延期願を内務大臣原敬に提出しています。また『瑩山清規』に基づく行持の遂行や、瑞世などに支障をきたさないように、早速仮大祖堂など仮の堂宇四棟の建設に着手しています。

このように、はじめはもとのところに再建しようということでしたが、同三十二年十一月十三日、東京長慶寺住職武藤弥天をはじめとする東京府下曹洞宗寺院住職五十二名の「總持寺東京移転建白書」が提出されています。建白書に掲げられた理由は次のような五項目でした。

- 第一 一宗の本山を北陸^{へんろ}辺の地に置くは時勢に適せざる事
- 第二 一宗の本山を北陸^{へんろ}辺の地に置くは不便なる事(道俗の参詣に不便)
- 第三 本山を都会付近の地に移転せしむるは経済上有利なる事(旅費等無用の出費を省ける)
- 第四 本山を都会付近の地に移転せしむるは布教伝道に益あり(布教伝道の実があがる)
- 第五 御本山の移転地は東京付近なるを要す(東京付近の土地で廉価且つ適当な場所)
旧跡は祖廟として最も慎重に保存すべし

このように、本山總持寺が北陸の辺境にあるのは、時代的に、また全国の末寺や檀信徒の参拝、さらには不経済であるばかりか布教伝道にも不適として、積極的に東京あるいは東京近辺の適当な場所に移転するよう建白しています。そして資料には書いておきませんでした、諸宗に率先して天子の膝元にこれを移し、宗門百年の大計を樹立するという趣旨を表明しています。またそのような動向は東京だけではなく、明治三十三年七月には、時の總持寺貫首独住二世畔上禪師が長野出身ということもあつてか、長野県北部曹洞宗寺院住職・檀信徒などが「總持寺東京移転建白書」を提出し請願しています。内容は東京の建白書と同じように、地理の便不便、時勢の如何に鑑み、将来に遺憾なきよう適当な位置に遷すこと、東京は中央政府の所在地で商工業の中心であり、日本国民・外国国民の集合する場所であること、また布教も興学も実効を奏するとして、東京移転を強く要望しています。なおこの度の火災は、瑩山禪師が移転の機を促したものとも言っていることには注目する必要があるでしょう。また、明治三十三年六月、大分県有志寺院による建白書も提出されています。内容は同じようなものですが、浅草寺や金毘羅宮などを挙げ、御賽錢や寄付金などに言及していることは、余りにも現実的すぎる嫌いがあります。しかし冒頭近くに「我大本山總持寺ヲ以テ東京へ移転スルハ去ル明治廿九年九月十二日既二建白書ヲ奉呈致シ置キ其ノ地論ハ如何哉」とあり、火災前の

明治二十九年に、東京移転の建白書を提出していることは無視できません。

またこれらの建白書による東京移転問題は、再建事業における最大の要路として、宗内の注目するところとなりました。しかし明治三十五年（一九〇二）は、道元禪師の六百五十回大遠忌の法会が永平寺で奉修されましたので、再建運動は余り進捗しませんでした。翌三十六年六月十八日の栗山泰音師（後独住八世）の手記によりますと、同師と旧知の關係にありました鶴見成願寺住職加藤海応師が、本山へ土地（境内）献納を極秘裡に談示し、内々に栗山・石川両師の間でも總持寺移転地が決定していました。

また明治三十七年には日露戦争が勃発したため、再建運動は一時停滞することになるわけですが、明治三十八年四月、西有禪師が退隱され、石川禪師が貫首に就任されますと、今まで沈滞していました再建事業もようやく活発化しました。それと同時に、東京移転の気運もより台頭し、新たな局面を迎えることになりましたが、その賛否についての議論も一段と熱気を帯びてきました。日露戦争も終結した翌三十九年七月十日には、永平寺貫首森田悟由禪師から鶴見移転の同意を得ましたので、七月二十六日から二十九日まで、東京芝青松寺で曹洞宗諮詢会を開き、總持寺移転について熟議の結果、東京付近の地に移転することに決定しました。

このような動きに対して七月二十三日、金沢にある北国新聞が、總持寺の鶴見移転をビッグニュースとして報道しましたので、門前住民は驚きと同時に悲憤慷慨し、八月二日、「能本山非移転同盟倶楽部」が設立され、次のような同盟規約を作り、移転反対の狼煙をあげました。

- 一、同盟者八本旨趣貫徹ノタメ必ス同一ノ行途ヲ採ルコト
- 一、總持寺移転派ニ対シテハ排斥又ハ絶交スルコト

このような猛烈な反対が起きましたので、石川禅師は説明のため帰山します。帰山にあたり警官も防備に当たりましたが、随行者の人力車が転覆されたり、散々に罵声を浴びせられる程の過熱ぶりでした。それは門前住民にとりましては死活問題だったからです。このような情勢に対して、總持寺は檀信徒に対し、總持寺六百年來の歴史と、移転は万世不拔の鴻図であるから、同意するよう求めましたが、十一月十三日には金沢市公会堂で、石川県信徒大会を開き、移転反対を決議し、内務大臣や石川県知事に陳情しています。これに対し總持寺は石川県信徒大会に関与した三人の信徒総代を解除（解任）し、東京地区の新しい信徒総代三人を委嘱しています。それは總持寺移転願の申請をするためでした。それによりますと、鶴見移転にあたり計画した敷地十六町二段余を確保する必要もあつたのです。その後、いろいろと協議され、前に解除した信徒総代も復帰し、信徒総代は六人になります。

總持寺移転の理由については次のようなものでした。

- ① 土地辺陬にして交通参拜に不便なる事
- ② 山法の沿革上より交通便利の地に移転する必要ある事
- ③ 石川県下本宗檀信徒及一般人民は移転に反対する理由及実力を有せざる事
- ④ 絶対に非移転を主張し又は太祖有縁の地に移転すべしとするはともに所以なき僻説なる事
- ⑤ 東京に於ける全国一般の大勢より移転の便益を立証する事
- ⑥ 旧來の境地に本山を再建することは事実上不可能なる事

以上の六項目を地元住民に示し、全国一宗の意嚮概ね移転に決定せる事、移転先境内の一部に充用すべき土地の譲与を申出たる者ある事（成願寺境内一万七千六百七十九坪）、同列本山永平寺の同意を得たる事、末派諮詢会の可決を

経たる事（五十五名中賛成四十五名）、直末評定の可決を経たる事（百三十一ヶ寺中、百十一ヶ寺賛成、十六ヶ寺無住、条件付二ヶ寺、非移転二ヶ寺）、移転先土地買入の契約を為したる事（敷地Ⅱ田島・宅地・山林三万一千百十坪）、これに譲与された成願寺境内一万七千六百七十九坪、合計四万八千七百八十九坪である事、これに比し、門前町境内一万七千七百八十八坪（飛地四千三百坪を含む）である事などを挙げ、總持寺の鶴見移転を決定的にしました。

總持寺の鶴見移転が、住民の合意を得て、正式に決定しますと、再建予定地の買収にあたり、地元有力者を移転再建予定用地買収交渉委員に委嘱し、本格的に移転再建予定用地の買収を推進しています。地価はおよそ坪七十銭から一円三十銭、敷地契約は内金一割で、残金は登録済みの時点で支払うことに取り決めています。内金だけで二千八百十円払った人もありました。

鶴見移転の経緯は以上の通りですが、地元住民は妥協の条件として、次のような十三ヶ条にわたる要望書を出しています。北国新聞によりますと、

妥協の条件

- ① 門前に新設すべき建造物の称号は本山總持寺別院とすること
- ② 別院建築予算額七万六千七百円の外に、四万六千三百円を本山より特別に補助し、併せて十二万三千円とし、尚地方信徒に於ては法令に據り、相当の手続きを経て、能登一円にて予算額二万七千円を募集し之に加へ、総額十五万円を別院諸殿堂の建造費に充つること。但し本山は能登在住の檀信徒に対し再建費を募らず、信徒は能登国以外に対し別院建築費を募集せざること
- ③ 別院は両本山以外の特殊の性質を保たしむ。又未派寺院の班に列せしめず、本山現貫首代々住職を兼ねること
- ④ 本山貫首解任の場合には別院を隠棲の処とすること

- ⑤ 前任の遠忌には貫首自ら参詣し法要を執行すること
- ⑥ 宝物什器の内別院附属を要するものは別院に存置すること
- ⑦ 別院には建設部を置き、本年九月より起工し、向ふ五ヶ年を期し落成すること
- ⑧ 別院の建設は移転願と同時に認可を申請すること
- ⑨ 当別院の外将来大本山總持寺別院を建設せざること
- ⑩ 別院に五十名の僧侶を常に置き、教育を盛大にし、尚発達に伴い僧侶を増加すること
- ⑪ 適當の地所を買入れ植林を為し、別院永遠の基礎を鞏固ならしむること
- ⑫ 別院信徒総代は別院方面の地方信徒に限ること
- ⑬ 現在本山總持寺所有田畑山林は合せて反別二十一町五反一畝十六歩を別院の永遠基本財産とし、此収入部分及雑収入を以て別院の年度經常費に充て、尚毎年六百四十余円を本山より特別補助すること。

なお明治四十年（一九〇七）一月二十九日、信徒代表酒井嘉右衛門など六人、参与二人が連判し、石川素童貫首宛に「啓沃書」（十四ヶ条）を提出していますが、内容は北国新聞が報じた地元住民の要望書と大同小異です。また明治四十四年（一九一一）七月、別院は祖院に改称しています。

次に、鶴見總持寺の伽藍整備についてですが、地鎮式が明治四十年十月十七日、起工式が翌四十二年十一月七日、移転遷祖式が四十四年十一月五日に執り行われています。また伽藍再建費や用地買収費、および別院復興費などについて、「諸殿堂再建并土地設計」に次のようにあります。

諸殿堂再建并土地設計費——百十九万二千五百三十三錢三厘

内 訳

諸殿堂再建費	八十九万八千百十二円四錢一厘
諸殿堂作事用材費	八万六千百十二円三錢六厘
法器法具代	一万五千四百七十五円
土地設計敷地購入費	十九万三千二百六十四円二十五錢六厘
別院復興費	三十万二千七百五十九円六錢五厘
旧境内建設諸費	七万六千七百四十四円六錢五厘
諸殿堂再建事務費	二十二万六千四十五円
総 計	百四十九万二千七百八十四円三千九錢八厘

建築用の材木は飛弾国加須良（岐阜県大野郡白川村）ヤリト谷官林・沖谷官林の払下げを受け、庄川を利用し、越中伏木港（富山県高岡市伏木港町）から、日勝丸（二千噸）と浦潮丸により、津軽海峡を経由して横浜港に運輸、それから引舟で鶴見川を溯上し、三角に荷下しています。三角からは現在の豊岡通りにトロツコを敷設し、工事現場まで運搬したようです。

次は大梵鐘の鑄造ですが、大梵鐘はどこで何時鑄造されたでしょうか。英文による小石川兵器廠説もありますが、鶴見建功寺十五世柝野宏道師の日記『驢事馬事』によりますと、大正二年（一九一三）十月十九日、山内で地鎮祭を行い、翌二十日午前十一時に鑄込み、午後五時半に終了したとあります。また大梵鐘の図案は、報知新聞（読売新聞）の公募により、渡辺仁の作品を採用し、鑄造師は高橋才治郎と西沢吉太郎です。また長谷川常太郎設計になる大仏様式の鐘樓も注目する必要があります。

最後に、現在における伽藍の主要建造物一覧を掲げておきました。建造年の項におけるMは明治、Tは大正、Sは昭和、Hは平成ですが、その他関係事項も入れておきました。ご覧いただきたいと思えます。なお全五十余棟のうち、十八棟は国指定登録文化財に指定されています。

不十分ではありましたが、これで終わります。ご清聴、ありがとうございました。

(追記)

『佐久間権蔵日記』大正三年七月十九日に「本山ニテ昨年十月大梵鐘鑄造ニ失敗セシガ、昨十八日午前一時頃ヨリ再鑄造ヲ始メ黎明頃竣工セシヨシ、昨朝当停留処ニテシレリ」とあり、また同二十三日に「本日ハ早朝（朝飯前ニ）ヨリ本山ノ荒神堂ニ坂成老師ヲ訪問シ、又十八日ニ鑄造セシ大梵鐘ヲ観覽ス、該梵鐘ハイガタノ土ヲケヅリヨリテ、実物ハ未タミエヌヨシ」とあります。